

# 小諸市立保育所給食調理業務委託

## 審査総評

令和2年12月4日

小諸市立保育所給食調理業務委託プロポーザル審査委員会

## 1 業務概要

### (1) 業務委託名

小諸市立保育所給食調理業務委託

### (2) 業務箇所

小諸市立保育所 7 園（令和 4 年 4 月からは 2 園を統合するため 6 園）

#### ○Aブロック

東保育園、美里保育園、南保育園

#### ○Bブロック

千曲保育園、西保育園、芦原保育園、中央保育園、新保育園

※芦原保育園、中央保育園については令和 3 年度まで。

新保育園については令和 4 年度から。

### (3) 業務内容

給食調理業務

諸帳票作成業務

食育活動業務 等

### (4) 履行期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

## 2 事業者選定に係る審査方法

### (1) 事業者選定方式

公募型プロポーザル方式

### (2) 事業者選定までの経過

令和 2 年	10 月 1 日	公募型プロポーザル告示
令和 2 年	10 月 14 日	質問書の提出期限
令和 2 年	10 月 20 日	質問への回答
令和 2 年	10 月 23 日	参加申請書の提出期限
令和 2 年	11 月 6 日	提案書の提出期限
令和 2 年	11 月 24 日	ヒアリング

### (3) 審査委員会の設置

技術提案の審査は、市業務委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に基づき、「小諸市立保育所給食調理業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」にて行った。審査委員会は、次の 7 名で構成される。

○小林秀夫（小諸市教育長）、田中隆之（小諸市教育委員）、森泉浩行（総務部長）、内堀浩宣（教育次長）、尾台登貴枝（小諸市立保育園 園長代表）、片桐喜美江（小諸市立保育園 給食担当園長）、西森春香（小諸市立小学校主任調理員）○：委員長

#### （４）参加資格審査

市は、提案書と同時に提出された参加資格申請書類等から、参加者すべてが参加資格要件を満たすことを確認した。なお、参加資格要件は次のとおりとした。

- ① 単独の法人とする。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 別紙「小諸市立保育所給食調理業務委託仕様書」、「仕様内容書」、「小諸市給食調理業務マニュアル」に記した内容に対応できる能力があること。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正計画の認可が決定した者又は民事再生法に基づく再生計画の認可が確定した者については、当該申し立てがなされていない者とみなす。
- ⑤ 法人税及び消費税（地方消費税含む）を滞納していないこと。
- ⑥ 都道府県税・市町村民税を滞納していないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 小諸市物品購入等入札（見積り）参加資格審査要綱（平成 12 年小諸市告示第 39 号）に基づき、令和元年度（平成 31 年度）・令和 2 年度の小諸市入札参加資格について競争入札参加資格の認定を受け、小諸市入札参加資格者名簿に登載された者であること。もしくは、登載されていない者については、受託者として決定された後、小諸市物品等入札参加資格要件を満たしており、契約締結までに小諸市物品等入札参加資格審査書類を当市へ提出可能であること。
- ⑨ Aブロック、Bブロックの両ブロックとも受託が可能であること。ただし、契約はどちらか 1 つのブロックのみとする。

#### （５）提案内容審査

##### ①審査方法

参加者ごとにヒアリングを実施し、提案書やプレゼンテーションの内容を、

【表①】の審査項目により審査した。各審査項目をさらに細分化した項目について各審査委員が評価した「評価点」に、それぞれの項目をどのくらい重要視するかを数値化した「重み」を乗じて得られる得点の総得点から、各審査委員それぞれ

れが提案者の順位付けを行った。順位ごとにポイントを設定し、各提案者が各審査委員から受けた順位による獲得ポイントの合計を比較して、最もポイントが高い者を最優秀提案者（優先交渉権者）とした。

【表①】各審査項目と配点一覧

審査項目	配点
(1) 業務実績等について	50点
(2) 保育園給食に対する基本的な考え方及び食育推進	200点
(3) 調理業務の実施体制について	260点
(4) 事故等の防止策について	240点
(5) 衛生管理業務について	240点
(6) 調理従事者に対する教育・研修について	150点
(7) 給食停止になった場合の対応策について	60点
(8) 提案価格に対する評価	150点
(9) 事業者の経営理念・経営状態について	120点
(10) その他、特筆すべき提案について	30点
合計	計 1,500点

#### ②順位ポイントの配点について

各審査委員それぞれが付けた提案者の順位に対してのポイントは、次のとおりとした。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位
ポイント	10ポイント	5ポイント	3ポイント	1ポイント	0ポイント	0ポイント

### 3 ヒアリング結果

参加申請書の提出期限である10月23日までに6者より参加申請書の提出があり、参加申請書の提出順に、それぞれA者、B者、C者、D者、E者、F者とした。その後、提案書の提出期限である11月6日までに、6者すべてから提案書の提出があり、11月24日にヒアリングを行った結果、【表②】のとおりとなった。

【表②】ヒアリング結果

提案者	A者	B者	C者	D者	E者	F者
Aブロック 総獲得ポイント	53ポイント	失格 (基準点に満たなかったため)	失格 (基準点に満たなかったため)	27ポイント	8ポイント	43ポイント
Bブロック 総獲得ポイント	51ポイント	失格 (基準点に満たなかったため)	12ポイント	20ポイント	7ポイント	43ポイント

※満70ポイント

※基準点…審査委員の総得点（1人の持ち点1,500点×7人＝10,500点）の半分の5,250点

#### 4 優先交渉権者の選定

審査委員会では、参加資格要件および各者提案内容を審査し、【表③】に示すとおり、総獲得ポイントが、Aブロックにおいては53ポイント（満70ポイント）で一番高いA者を最優秀提案者（優先交渉権者）に、また、Bブロックにおいても51ポイント（満70ポイント）で一番高いA者を最優秀提案者（優先交渉権者）とした。そして、A者が「株式会社魚国総本社 名古屋本部」であることを確認した。

なお、本委託業務では、同一業者がAブロックとBブロックの両ブロックを受託することができないことと、本プロポーザル実施要領に定めているため、まずA者がどちらのブロックを受託するのかを交渉し、その後、A者が受託しなかった方のブロックについては、そのブロックの優秀提案者と、受託交渉することとする。

【表③】最優秀提案者（優先交渉権者）の事業者名

ブロック	仮称	総獲得ポイント	事業者名
Aブロック	A者	53ポイント	株式会社魚国総本社 名古屋本部
Bブロック	A者	51ポイント	株式会社魚国総本社 名古屋本部

## 5 審査総評

審査委員会は、小諸市立保育所給食調理業務委託事業（以下「本事業」という。）において、「安全安心な給食の安定的な提供」、「給食内容の質の維持と向上」、「調理従事者に対する処遇やモチベーションの向上」、「充実した食育活動の実施」が期待できる、優れた事業者を選定することを目的とし、公募型プロポーザル方式で広く提案を求めた中から、優先交渉権者の選定を行いました。6者より参加申請があり、6者すべてについてヒアリングを実施しました。各事業者におかれましては、各種申請書類や資料の作成などにおける努力に対して敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。

審査委員会では、提案内容に対し、審査項目である「①業務実績等」、「②保育園給食に対する基本的な考え方及び食育推進」、「③調理業務の実施体制」、「④事故等の防止策」、「⑤衛生管理業務」、「⑥調理従事者に対する教育・研修」、「⑦給食停止になった場合の対応策」、「⑧提案価格」、「⑨事業者の経営理念・経営状態」、「⑩その他、特筆すべき提案」について、厳正かつ公正な審査を行った結果、Aブロック、Bブロックともに、株式会社魚国総本社 名古屋本部を優先交渉権者に選定しました。なお、審査委員会において評価の高かった上位の複数提案者について、特に評価した提案内容は次のとおりです。

### 審査項目番号順

- ① 保育分野において豊富な実績があり、数多くの経験やノウハウを活用した運営ができる提案が示されている。
- ② 小諸市内保育所においても実践ができそうな、多種多様な食育実践例が示されており、委託開始時には、調理業務と食育活動が円滑に進められる提案が示されている。また、事業部署内で開催する研修会に調理員が参加し、食育実践例の共有や食育ツールの作成を行うことで、食育実施水準の向上が期待できる提案が示されている。
- ③ 各園に代替調理員を配置したり、提案者がすでに受託している近隣の施設から人員を手配したり、確実に代替調理員を配置できる提案が示されている。また、調理員が出勤できない場合、十分な対応により、安全の確保ができる提案が示されている。
- ④⑤ 国の基準に沿った独自の各種マニュアル及びガイドラインの活用や、研修会の開催、担当者による指導等により、衛生面や異物混入対策、アレルギー対応や離乳食対応について、調理員が確実に実施できる提案が示されている。
- ⑥ 有能な人材を育成するために、年間をとおして計画的に研修会を開催し、調理員の調理技術や衛生管理等、各種資質の向上が見込まれる提案が示されている。
- ⑦ 給食が停止となった場合の対応として、食材や人員の手配が柔軟に行われ、可能な限り食事提供の継続が確保される提案が示されている。

- ⑧ 見積金額について、上限価格内で、現在の給食の質や調理員の待遇等を維持でき、さらに向上できると見込まれる提案が示されている。
- ⑨ 調理業務のみにとどまらず、安全・安心や、園児の身体と心の成長のために、保護者や園児、市や園とのかかわりを重要視するという経営理念が示されている。また、調理員の雇用については、現在勤務の調理員の雇用を最優先する提案が示されている。
- ⑩ 小諸市が取り組んできたこだわりの給食について、その特徴を理解し、受託後も継続して提供できる提案が示されている。また、災害時には、独自のマニュアルに沿い、人員、食材、物品の提供が可能である提案が示されている。

最後に、両ブロックの受託者には、令和3年4月からの委託開始までに市との引継ぎを確実に行うことに加え、保護者や現在勤務している調理員への説明を十分に行うこと、さらには、委託開始後にも市や園と連絡を密に取り合うことをお願いいたします。また、本事業に関し、起こりうる様々な事象に対し、柔軟かつ的確に対応いただき、保育園に通う子ども達のための給食運営ができるよう、強く期待します。

令和2年12月4日

小諸市立保育所給食調理業務委託プロポーザル審査委員会  
委員長 小林 秀夫